

中山間地域等直接支払制度の青森県最終評価

中山間地域等直接支払制度は、第1期対策（平成12年度～平成16年度）に引き続き第2期対策が平成17年度から21年度までの5年間実施されているが、その最終年に当たる本年度には、制度への取組状況や目標の達成状況について評価を行い、制度の成果と課題を取りまとめることとされている。

本評価は、現在第2期対策に取り組んでいる市町村が平成20年度末までの状況を取りまとめた「最終評価」を基に、青森県全体の実施状況について評価するとともに、青森県における本制度第2期対策の成果と課題を分析したものである。

平成20年度における取組実績

1 市町村数

全市町村	対象市町村	基本方針策定市町村	交付金交付市町村
40	32	31	31

2 協定数

		協定数
全協定		625
単価別内訳	基礎単価協定 ^(注1)	375
	体制整備単価協定 ^(注2)	250
協定種類別 内 訳	集落協定 ^(注3)	614
	個別協定 ^(注4)	11

(注1) **基礎単価**：集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を行う場合の単価。体制整備単価の8割額。

(注2) **体制整備単価**：基礎単価の取組内容に加え、将来に向けた農業生産活動等の体制整備の強化を行う場合の単価。

(注3) **集落協定**：直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

(注4) **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する制度。

3 交付面積等

		面積(ha)
耕地面積		159,200
中山間地域の販売農家経営耕地面積		31,017
対象農用地面積		18,069
交付面積		11,345
交付面積のうち加算単価面積		7
規模拡大加算		-
土地利用調整加算		4
耕作放棄地復旧加算		3
法人設立加算		-

4 交付面積の内訳

		面積(ha)	割合(%)
協定別	集落協定	10,952	96.5
	個別協定	393	3.5
単価別	基礎単価	4,242	37.4
	体制整備単価	7,103	62.6
地目別	田	7,272	64.1
	畑	3,712	32.7
	草地	266	2.3
	採草放牧地	95	0.9
交付基準別	急傾斜な農用地	3,034	26.8
	緩傾斜な農用地	8,296	73.1
	小区画・不整形な田	0	0.0
	高齢化率や耕作放棄率が高い農用地	14	0.1

5 交付金交付総額

約 9 億 5 千万円

{ 集落協定 937百万円
個別協定 13百万円

6 集落協定の配分割合

配分内容	配分金額	割合(%)
個人配分	435百万円	46.5
共同取組活動経費	502百万円	53.5

交付金の交付額の概ね2分の1以上を
集落の共同取組活動に充てること望ましい
とされており、市町村で指導している。

7 協定の概要

(1) 集落協定の概要

1 集落協定当たり	{	参加者(農家)数	25人
		交付面積	18ha
		交付金額	153万円
参加者(農家)1人当たり交付金額			62千円
1 市町村当たり	{	協定数	20協定
		交付面積	353ha
		交付金額	3,022万円

(2) 個別協定の概要

1 個別協定当たり	{	交付面積	36ha
		交付金額	116万円

交付金交付の効果・評価

1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

第2期対策から各集落協定に作成が義務付けられた「集落マスタープラン」は、各集落の実情を踏まえた目指すべき将来像や、その実現に向けた5年間の活動行程表等を記載したものであり、各集落協定毎に多様な活動内容が盛り込まれている。

多くの集落協定では、5年間の活動計画に沿った取組が着実に実施されており、平成19年度に行われた中間評価で取組活動の一部に遅れが見られる集落協定についても、その後の市町村や関係機関の指導により、平成21年度の目標達成が見込まれている。

これまで指導を行ったのは、242協定（全協定の38.7%）で、うち21年度も引き続き指導を行う必要があるのは6協定（指導協定の2.5%）のみとなっている。

参考 各集落協定に対する市町村の指導状況

要指導・助言協定数	242
うち 21年度も指導・助言が必要とされる協定数	6

《効果》

集落マスタープランに5年間の活動計画を定めたことにより将来の目標が明確になり、協定構成員の集落営農に対する意識も向上した。水路や農道などの補修・草刈り等が定期的に行われ適切に管理されたことにより、耕作放棄地の発生を抑制することができ、農地の維持・保全及び活発な農業生産活動が行われた。

また、景観植物の植え付けや農地周辺の環境美化などの共同活動や集落内の伝統芸能、農作業体験等により、学校や町会など非農業者との連携が図られ、集落の活性化にもつながっている。

《評価》

集落マスタープランを策定することで、目標が明確化され、その目標達成のため5年間の活動計画を作成したことにより、構成員の意識が向上し、年度別の計画的な活動が行われた。

また、中間年評価の際には、各集落協定の活動状況を確認することができ、市町村における個別指導にも役立てられ、当時の進捗に遅れのあった集落協定に的確な指導・助言を行うことができ、21年度末には全ての協定が目標を達成できる見込みであり、集落の自律的な産業生産活動など体制の整備と活動の推進が図られたと評価できる。

2 農業生産活動等として取り組むべき事項

(1) 耕作放棄の防止等の活動

適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、法面保護・改修などに取り組む行為を「耕作放棄の防止等の活動」とし、必須活動事項としている。

《効果》

本県では、11,345 haの農用地について本制度による協定が締結されており、農業生産活動が行われるとともに、周辺林地の管理、景観作物の作付など、交付金を活用した多様な取組が行われ、耕作放棄の発生防止に効果が上がっている。

本制度による耕作放棄の発生防止効果は、中間年に行われた集落協定アンケート調査によると「本制度に取り組まなかった場合、約2,900 haの農用地が耕作放棄されたおそれがある」という結果が出ている。

各協定とも交付金を活用することにより、対象農用地に係る法面の管理を適切に行ったり、休耕田や粗放園などを共同で管理するなどにより、新たな耕作放棄の発生は見られず、耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったと認めている。

また、高齢化・後継者不足等で維持管理が困難となっている農用地については、協定者内で貸し借りを進めるなどして耕作放棄地が発生しないよう活用している。

個別協定においても、対象地域の農用地を借り受け、適切な管理を行っており、耕作放棄地の防止を担っている。

さらに、各2、3協定に限られており実績値は低いものの、農振農用地区域への編入や既耕作放棄地の復旧への取組についても活動の効果が認められる。

参考 耕作放棄地防止等の活動状況 (全体) (うち個別協定)

農振農用地区域への編入面積	12 ha	0 ha
既耕作放棄地の復旧面積	3 ha	0 ha

(2) 水路・農道等の管理活動

水路や農道の適正な管理・補修（泥上げ、草刈り等）に取り組む行為を「水路、農道等の管理活動」とし、必須活動事項としている。

《効果》

各協定とも集落協定の締結を契機として、水路の泥上げや農道の補修・草刈り等の活動が協定締結前より回数を増やして行われるようになっており、水路・農道とも約1,500 kmの管理延長が実現されている。

協定の中には、本制度への取組前には、水路等の管理が個々で行われ農業生産活動に支障をきたしている集落もあったが、これら水路・農道等の管理活動が活発化されることにより、農作業の効率化や景観の保持、蚊やカメムシ等の害虫の駆除が図られるなど、農業生産活動を維持していく上で重要な役割を果たしているといえる。

個別協定においても、同様に水路・農道の管理が行われている。

参考 水路・農道等の管理活動状況 (全体) (うち個別協定)

水路の管理延長	1,496 km	3 km
農道の管理延長	1,565 km	5 km

(3) 多面的機能を増進する活動

周辺林の管理などの国土保全機能を高める取組、景観作物の作付や体験農園の設置、グリーン・ツーリズムなどの保健休養機能を高める取組、魚類・昆虫類の保護や鳥類の餌場の確保などの自然生態系の保全に資する取組から各集落の実態に合った取組を一つ以上選択し活動することとし、これを「多面的機能を増進する活動」としている。

《効果》

本制度の実施地域では、農業生産の維持を通じて多面的機能が確保されるとともに、集落協定の選択的必須事項である「多面的機能を増進する活動」(国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組)が、直接、多面的機能を増進させている。また、本制度は、中山間地域の農業・農村が有している多面的機能の重要性を農業者に再認識させるきっかけとなっている。

対象農用地に隣接する耕作放棄地の草刈りや農用地周辺の林地の下草刈り、農地・農道沿いへの景観作物の植栽に取り組む協定が多いが、鳥類の餌場の確保や魚類・昆虫類の保護活動を行うところもあり、自然生態系の保全や景観の保全等に効果をあげている。

また、学校教育等との連携による体験農園の開設や伝統芸能の保全への取組も見られ、農家、非農家の関わりなく、地域社会の連携と住民交流にも役立っている。

個別協定においては、農家民宿や作業員の短期雇用を行っているものもある。

参考 多面的機能を増進する活動状況 (全体)(うち個別協定)

周辺林地の下草刈り	330 ha	1 ha
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	23 ha	0 ha

(4) 農業生産活動等として取り組むべき事項の評価

《評価》

農業生産活動の基本的事項である草刈りや水路・農道補修に共同で取り組むことで、その重要性が再認識され、活動が計画的に実施されたことが中山間地域における農業生産活動の安定化につながっている。

個別協定においても、集落協定と同様に当該制度の取組が農用地の保全等に直結しており、必要不可欠な事項であると考えます。

よって、本制度のこれら取組が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価できる。

なお、特徴的な事例として、六ヶ所村や中泊町における非農家を含めたイワナの稚魚放流への取組があり、これら取組により環境保全に対する意識や集落全体の連携を強める効果をあげている協定もある。

特に、多面的機能を増進する活動については、広く地域住民の理解を得て一緒に進めていくべき内容であるため、取組集落からの情報発信を積極的に進めていくことで周辺地域への波及が期待される。

このため、今後は、グリーン・ツーリズム等の他施策と連携し、「保健休養機能を活かした都市住民等との交流」や「自然生態系の保全に関する学校教育機関等との連携」など、集落外の住民や団体を巻き込んだ取組活動を一層推進していくことが必要であると考えます。

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

(1) 取組が必須なもの

農用地等保全マップの作成・実践

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、農地法面や水路・農道等の補修が必要な範囲、鳥獣害防止対策が必要となる位置、農作業の共同化または受委託等が必要となる範囲などを定めた図面を協定認定年度に作成し、保全活動を実践することを必須要件としている。

《効果》

農用地保全マップを作成することにより、協定構成員の対象農用地への保全意識が向上するとともに、集落内の水路や農道の点検・管理について話し合いが行われ、大雨が予想される時の危険箇所の事前巡回にも役立てている地域もあるなど、補修すべき箇所や危険箇所等についての意識づけや改修計画等の管理に効果をあげている。

(2) 取組事項をいくつか選択しなければならないもの

ア．A要件

機械・農作業の共同化や新規作物の導入などの生産性・収益向上への取組、担い手育成への取組、都市住民との交流や自然生態系の保全に関する学校教育等との連携への取組から選択して活動することとしている。(A要件かB要件を選択し、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動について実施する。)

《効果》

本県では、全体の40%である250協定が体制整備に向けて取り組んでおり、平成20年度実施状況調査によると、比較的多い活動は、「認定農業者の育成」(169協定)、「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」(126協定)、「高付加価値型農業の実践」(100協定)、「機械・農作業の共同化」(61協定)となっている。

機械の共同利用により、協定締結前には行われていなかった農作業の共同化が行われるようになったほか、高齢化が進むなかで作業効率が向上した集落もある。

認定農業者の育成では、集団で定期的に話し合う場を設けられたことが育成に役立ったほか、オペレータの育成支援やパソコン教室の開催に取り組む協定もあり、目標以上の認定農業者が育成された集落も多い。

高付加価値型農業の取組としては、八戸市や三戸町で新品種「まっしぐら」の作付を増やしたり、新郷村ではクリーンライスなどの減農薬栽培が実践され、生産性や収益の向上が図られた。

また、階上町では、せせらぎのこだまする手作りの遊歩道の整備や公園活性化事業としての夏祭りを開催し、町外や都市住民との活発な交流が行われた。

参考 A要件の主な内容と活動状況（第2期の増加分）

機械・農作業の共同化	220 ha
高付加価値型農業の実践	265 ha
認定農業者の育成	341 人
新規就農者の確保	3 人
担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	72 ha
非農家・他集落等との連携	・非農家 158 戸
	・集落数 182 集落

イ．B要件

集落を基礎とした営農組織の育成への取組や担い手集積化への取組を選択し活動することとしている。

《効果》

本県でB要件を選択して体制整備に向けた取組する協定は、「営農組織の育成」3協定、「担い手集積化」4協定あり、これら協定では、農業機械及び農作業の共同化による集落営農の推進が図られ、集落営農組織及び認定農業者への農作業の受委託・利用権設定が進んでいる。

特に、五戸町では、水稻の育苗から稲刈りまでを共同機械を利用して集落営農に取り組んだり、機械の共同利用により、転作作物の団地化が図られている協定もあり、営農組織の農業生産活動の効率化が認められる。

また、十和田市の協定においては、高齢化等により農業に従事することが困難な農家が生じている中、協定構成員同士で協力し合い、担い手への作業委託により農業生産活動を維持するなど担い手への集積化の効果をあげている。

参考 B要件の内容と活動状況（第2期の増加分）

集落営農組織の育成に取り組んだ面積	81 ha
担い手への集積化に取り組んだ面積	20 ha

(3) 体制整備として取り組むべき事項の評価

《評価》

各集落協定において、農業機械・作業の共同化、担い手の育成などの、農業生産体制づくりが進んでおり、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。特に、認定農業者の育成や担い手への農地集積の部分における効果が市町村から高く評価されているほか、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、農家だけでなく地域住民との共同の場が設けられたことが、多方面にわたり大きな効果があると認められる。

しかし、本県の場合、高齢化や担い手不足等により5年後の体制整備に向けた要件を達成できる見込みがないとの理由で、現状維持に終始している集落協定も見られ、体制整備に取り組む集落協定の割合が全体の40%である250協定と全国平均（47%）に比較して低いので、更なる取組推進が必要と考えられる。

4 その他協定締結による活動

(1) 集落機能の活性化

《効果》

中間年のアンケート調査の結果と同様に、大部分の集落で住民間のつながりや集落活動に対する意識が強まり、集落内の話し合いが活発になったとの効果がでており、本制度により集落内のコミュニケーションの向上が図られ、活性化に貢献していることが認められる。

その他、集落の伝統文化や行事等の復活・活性化、作物の栽培技術の向上、地域外との交流増加、女性や高齢者の積極的な活動参加等、集落機能の活性化において多くの効果が見られる。

具体的な例として、五所川原市では、民族伝承活動等の共同活動によって祭り実施時には地域外の人との交流が増えたり、地域特産物（フキノトウ）を活用した加工品の販売が好評を得ており、弘前市では、休耕田を利用して栽培したそばを神社の宵宮や町会行事で振る舞ったり、町会と共同で道路沿いの花いっぱい運動、お山参詣、獅子舞保存などの活動を行っている。これら交付金を活用した活発な活動は両市において、正に集落機能の活性化に結びついていると言える。

《評価》

集落協定のほとんどにおいて、本制度の取組により、集落内の活性化等に向けた話し合いが進み、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があったと高く評価

している。

中には、自主的に無人販売の設置・販売に参入したり、地域資源の管理、歴史、文化の保存など地域の課題を踏まえた計画的な活動に取り組む協定も見られるが、一部には女性や高齢者の活動参加が少ないなどの問題を抱える協定もあり、これら優良事例となる協定との交流を進めていく必要があると考えられる。

また、本制度の交付対象が傾斜地等に限定されており、集落協定 = 集落とはなっていないため、対象農用地の基準が緩和され、地域全体の農用地を支援できれば、集落機能の活性化により効果的な活動ができるとの意見もあげられている。

(2) その他

《効果》

加算措置が適用される取組については、本県では、土地利用調整加算に1協定、耕作放棄地復旧加算に3協定が取り組んでいる。

加算措置を設けることは、農家の取組意欲の向上が図られ有効であり、土地利用調整加算への取組により担い手への作業委託が促進されたり、耕作放棄地の復旧や経営規模拡大により持続的農業を実践したりとその効果が認められる。

五所川原市では、転作作物である「つくねいも」の生産時にでる規格外品を地元「A」と連携し「つくねいも焼酎」に活用し、市の特産品づくりに貢献している例もある。

個別協定では、高齢化・後継者不足による耕作困難となった農地について利用権設定により面的集積を図ったり、農作業の受委託を進めるなど、農業生産活動や耕起保全による耕作放棄の防止に効果が見られた。また、一部には、経営規模拡大の取組も行われた。

加算措置と実施状況

規模拡大	1 ha
土地利用調整	4 ha
耕作放棄復旧	3 ha
法人設立（特定農業法人）	0 法人
（農業生産法人）	0 法人

《評価》

加算措置への取組をしている集落協定では、加算措置が新たな取組を誘発している事例もあり、大変有効であるが、中には深浦町のように、耕作放棄地復旧のため重機を利用する経費がかさみ取組が進みにくい協定もある。

また、個別協定においては、利用権設定等による農地の集積により、耕作放棄地拡大を防止し農地の保全管理等が適正に行われており、活動の効果が認められる。

県全体としては加算措置への取組協定が少ないことから、制度内容の周知等、対策を講じていく必要がある。

実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

1 実施状況

(1) 取組期間について

中山間地域の活性化、特に耕作放棄地の発生防止のため、本制度の継続が必要であるが、集落の高齢化や後継者不足の進展を考えると、5年間の協定期間は長く、所有者変更に伴う管理上の問題等から今後の協定加入者の減少も懸念されとの意見もある。

(2) 高齢化の進展について

担い手が確保されているなど体力のある協定は、交付金を活用して集落の活性化に結びつけているが、高い水準で高齢化が進む協定では、農業生産活動の維持が精一杯の現状にあり、これら協定の活動低迷も懸念されている。

本制度の実施によってその影響を緩和することはできても、地方の高齢化そのものは急速に進んでおり、担い手への加算措置や高齢化の進んだ集落への支援策の一層の強化が必要と考えられる。

(3) 体制整備への取組について

集落によっては、小規模経営や人材不足等の事情から法人化に時間を要したり、おおむねの農地が地縁により耕作されている状況から、担い手への農地集積に利用権設定等の処理が必要となっている例もあり、集落・個別協定とも取組の実績（効果）への反映が難しい面がある。

そのため、県では、推進事業を通じ、集落協定間の統合・連携の推進を促していくことが必要と考えられる。

2 交付金交付の効果等

(1) 交付金の活用について

交付金の活用については、集落の農業生産上または集落の活性化に寄与する使い方を尊重しているので、この面では、かなり効果があるが、一部集落においては、交付金に依存した状態で管理が継続している状態にある。

(2) 交付要件について

中山間地域全体としては傾斜地だけが不利な条件でないことから、同じ集落にあっても耕作地の位置により交付金をもらえる人とそうでない人がいる現状の制度に対して一部に不公平感もあるので、交付金のうち共同活動に当てる割合を現行(1/2)以上に定めたり、交付要件の拡大など不公平感を緩和し、集落の一体感をさらに高めていくような方策も必要と考えられる。

(3) 協定違反の取り扱いについて

本制度では、5年間の協定締結期間中、協定農用地の一部でも耕作が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて交付金を遡及返還させるという仕組みになっており、このことが耕作放棄の発生防止に大きな効果を上げている。

一方で、高齢化が進展する中でリタイアした者をカバーするため、他の協定構成員の負担が増えていることが懸念される。

(4) 担い手の育成について

担い手の育成については、認定農業者の確保や新規就農などの効果が現れている。ただ、本制度による担い手の確保ができたとしても、その地域で生活できる環境が定住の必要条件となることから、所得保障に加え、アグリビジネスへの支援など農業所得をさらに高めていく施策との連携も必要と考えられる。

個別協定においては、特に課題は見あたらない。

総合評価

本制度の活用を契機に、従来取組が遅れていた本県の中山間地域でも、新規作物の導入、共同利用機械の購入・活用、オペレータの育成、経営へのパソコン導入、さらには、農産物加工や直売への取組が行われ、新しい農業に向けて県内中山間の各地が大きく動き出したことは高く評価できる。

第二に、コミュニティ機能の活性化につながる伝統芸能や祭りの復活・継承、小学生や老人クラブとの交流、景観に配慮した花き等の植栽、グリーン・ツーリズムの取組など多種多様な活動が各地で盛んに行われるようになり、とかく閉鎖的になりがちであった中山間の集落機能を活性化させた意義は大きい。

第三に、農業生産の最も基礎的な資源であり、食料の安定供給にとって重要な基盤である農地の確保という面からも相当程度の耕作放棄地の発生が防止されていることは大きな成果として評価できる。

この他、本制度の実施により、地域で暮らす喜び、生きがいづくり、地域コミュニケーション機会の増大による連帯感の醸成など数字で表しきれない部分での効果も認められることは、特筆すべきである。

しかしながら、中山間等の地域にとっては、依然として高齢化の進展や担い手不足など深刻な課題が存続しており、これらが本制度の取組そのものにも影響を与えかねない地域も出てきている。

今後、地域内住民だけでこれらの問題を解決することはますます難しくなっていくことが想定されることから、例えば、中山間地域における活動に関心を寄せるNPO法人がコーディネータ役となったり、消費者団体や建設業など異業種の参入等、地域外からも新たな中山間地域の担い手やリーダーとなる人材を本制度の活用により確保していく必要がある。

第1期、第2期と本制度の定着のため、とかく行政主導によりスタートしてきた部分もあったが、今後は新たな段階として活動誘引の役割をNPO法人等行政以外に求めることにより、新たな発想や意欲ある取組への誘発など、地場製品の販売コーディネート、都市部とのマッチング等経済活動の活性化についても効果が期待される。

また、これらの新たな取組を実施するに当たって、これまで前面に出ることが少なかった女性の参画を進めることが特に重要である。女性が参画しやすい環境づくりをすることで、住民が楽しみながらいきいきとした活動を展開し、より一層成果が得られるよう誘導していくことが求められている。

さらに、本制度の運用面では、協定集落内の対象農地（者）と非対象農地（者）の不公平感や中山間地域内の協定集落と周辺集落との間における耕作放棄地の偏りなども視野に入れながら、柔軟に対応していくことも必要である。

本県としては、中山間地域が抱える諸問題の解決に当たり、「中山間地域等直接支払制度」が平成22年度以降も将来にわたり大きな役割を果たしていくことを期待しており、制度の運用面での改善を重ね、今後とも本対策を継続していくことが適切であると評価するものである。 評価区分「B」：おおむね評価できる

(県内市町村の評価)

青森県内40市町村中31市町村が本制度に取り組んでおり、そのうち3市町村(9.7%)が「A:おおいに評価できる」、21市町村(67.7%)が「B:おおむね評価できる」、7市町村(22.6%)が「C:やや評価できる」と評価している。

「A」と評価した3市町村では、本制度により耕作放棄地の発生防止や一部復旧につながった、水路・農道等の管理に効果があったとしたほか、中山間地域の国土保全機能、保健休養機能、自然生態系保全機能など多面的機能を増進する共同取組活動が活発となり、集落機能の活性化も進んだと評価している。

「B」と評価したのは21市町村で最も多い。本制度が一定の効果を上げたとは評価する一方で、最も深刻で切実な問題である高齢化や担い手不足など中山間地域が抱える諸問題に実効性のある対策がなかなか見い出せないいらいだちにも似たような判断が背景にある。

しかし、本対策の継続が必要不可欠となっていることを強く認識している。

「C」と評価した7市町村については、今後更なる取組の効果を上げるために、それぞれの集落の実情に対応した制度の充実が必要との評価がある。また、集落ぐるみで多面的機能を確保するための取組を進めるに当たって、地域住民の認知度が十分に進んでいないことを課題にあげている。

いずれの市町村の評価も、本制度の継続強化を求めている点では共通している。

市町村の総合評価

評価区分	市町村数	割合(%)
A おおいに評価できる	3	9.7
B おおむね評価できる	21	67.7
C やや評価できる	7	22.6
D さほど評価できない	0	-
E ほとんど評価できない	0	-
F 全く評価できない	0	-